

令和6年度 いじめ防止基本方針



大網白里市立白里中学校

〒299-3211 大網白里市細草1385番地1
TEL 0475-77-2840
FAX 0475-77-4694

令和6年度 白里中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめ防止に関する基本的な考え

(1)いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、一定の人間関係にある他の生徒等が行う心や体に痛みを与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、その行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

個々のいじめが「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

【教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識】

- ・いじめとはどの子供にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・いじめは大人に気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ・いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ・いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ・いじめは教職員の生徒観や指導のあり方が問われている問題である。
- ・いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりを持っている。
- ・いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(2)いじめ防止に関する基本的な考え

全校の生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめは全ての生徒等に関係する問題であり、生徒が安心して学習、その他の活動が行えるよう学校の内外を問わず、いじめ防止に取り組んでいかなければならない。

いじめは、「どの学校・どの学級でも起こりうるものである。そして、係わり合う形に違いこそあれ、全ての生徒が係わる問題である」という基本認識に立ち、保護者・地域・専門機関と連携していじめ防止に取り組んでいく。

2 いじめ防止に関する措置

(1)いじめ（インターネットを通じて行われるものを含む）を許さない雰囲気作り

- ①全校集会などで校長および教職員が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ②「学校いじめ防止基本方針」をホームページへ掲載するほか、様々な機会を活用し保護者や生徒等に周知する。
- ③「考え、議論する」ことを意識した道徳活動の充実や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ④けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ⑤過度の競争意識や勝利至上主義等により、生徒等のストレスを高め、いじめを誘発することがないように、注意を払う。
- ⑥教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、一人で抱え込むことなく組織的な対応につなげ、事実関係の把握・いじめであるか否かの判断等、速やかに組織的に対応する。
- ⑦いじめが「解消している」（国の基本方針の「いじめ解消」の定義による）状態に至った場合でも、当該生徒等について、一定期間継続して注意深く見守っていく。
- ⑧学校評価にいじめ防止に関する取り組みについての評価項目を設定するとともに、評価結果を踏まえPDCAサイクルに基づき、取り組みの改善を図る。

(2)生徒や学級の様子を知る

①教職員の気づきが基本

同じ目線で物事を考え、ともに笑い、涙し、怒り、生徒たちと場を共にすることが必要。その中で生徒の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。

②実態把握の方法

生徒及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、生徒のストレスに対して心理的尺度を測る調査等を行い、詳細な実態把握に努める。また、配慮を要する生徒の進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行うようにする。

(3)いじめを許さない学級・学校づくり

- ①学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ②いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに伝える勇気を持つように伝える。
- ③はやし立てるなど同調する態度のあった生徒には、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ④状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ⑤いじめが解決したと思われる場合でも、少なくとも3か月は継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な支援を行う。
- ⑥指導記録等を確実に保存し、生徒の進学や進級、転学にあたって、適切に引き継ぎを行う。

(4)互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

子どもたちは、周りの環境によって大きな影響を受ける。子どもたちにとって教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が子どもたちに対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、子どもたちに自己存在感や充実感を与えることとなり、いじめの発生を抑え、未然防止の上で大きな力となる。

- ①子どもたちとの信頼関係
子どもたちは、教職員の一挙手一投足に目を向けている。何気ない言動が子どもたちを傷つけ結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は子どもたちの良きモデルとなり、慕われ信頼されることが求められる。
- ②心の通い合う教職員の協力協働体制
温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる雰囲気大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築すること、子どもたちと向き合う時間を確保する。
- ③自尊感情を高める活動
授業をはじめ、学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験が、子どもたちを成長させる。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが「認められた」と自己肯定感につながり、子どもたちが大きく成長する。

【子どもたちに自信を持たせる「とっておきの言葉」】

〈教育相談の基本〉

- ・そうか、それはいいところに気がついたね。
- ・あの時の態度、立派だったよ。
- ・ああすることは、とても勇気のいることだったね。感心したよ。
- ・あなたの〇〇に取り組む姿勢はすばらしいね。
- ・そうか、〇〇ができたの。すごい。うれしいな。

〈中学生の心に残ることば〉

- ・大切なあなただからこそ、こうやって話すんだよ。
- ・あなたには可能性がある。大事にしなきゃ。
- ・約束だよ。信じてるから。
- ・幸せになってほしいからだよ。
- ・あなたが必要なんだ。

④子どもたち主体の活動

生徒会活動による自発的、自主的な活動で、いじめ防止を訴え、解決を図れるような取り組みを進めることは効果的である。

○異年齢交流

新入生歓迎会、縦割りでの清掃活動、生徒会活動や体育祭での取り組みを通して、認め合い助け合う関係を築くようにする。

○「いじめ防止行動宣言」

人権集会はもとより、生徒によるポスター作りや標語募集など、生徒会から全校生徒へ運動を広げるようにする。

(5) 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開

- ①一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりを進める、「自己存在感」を持たせる場面や「自己決定」の場面を与えるなどの取り組みにより自己有用感を高める。
- ②教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう指導のあり方に細心の注意を払う。
- ③学校の教育活動全体を通じて道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ④生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を積極的に設ける。
- ⑤いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取り組みを推進する。

(6) 地域や家庭との連携

- ①社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、いじめに対する学校の取り組みを積極的に周知し、学校関係者と地域・家庭と連携を図る。(登下校時の見守り活動等の実施)
- ②PTAの会議や保護者会等において、いじめの実態や基本方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、家庭教育学級や学校・学年便りでの広報活動を積極的に行う。
- ③家庭訪問(加害・被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応)等によって、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ④事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめに関する情報を適切に提供する。
- ⑤いじめ防止等に向けた取り組みについて、学校評価を用いる方法で検証し、その結果を教育委員会及び保護者・地域に報告する。

(7) 関係機関との連携

警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、教育委員会や関係機関と連携を図る。

3 いじめの早期発見のための措置

(1) いじめの早期発見につながる体制づくり(積極的ないじめの認知)

- ①いじめを早期に発見するために、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組むとともに、生徒および保護者、教職員がいじめに関する相談を適宜行うことができる体制を整備する。
- ②日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。
- ③休み時間・放課後の生徒との雑談や日記・生活ノートを活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ④保健室を利用する生徒との雑談の中で、その様子に目を配るとともにいつもと何か違うと感じたときは、機会をとらえ悩みを聞く。
- ⑤保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- ⑥休み時間や昼休みの校内巡視や放課後の校内巡回等において、生徒が生活する場の異常の有無を確認する。
- ⑦個人面談や家庭訪問の機会を活用して、少なくとも学期に1度は教育相談を計画的に行う。
- ⑧いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- ⑨担任以外の教職員が発見することも多いので、教職員間の情報共有の在り方が大切。また、本人からの訴えも中学生には多いので、訴えがあったときの対応が重要である。

※留意点

- ア 好意から起こった行為が意図せずに対相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者側が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等もいじめとして認知し、対策組織で情報を共有する。「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟な対応も可能)
- イ 1回のみで継続して行われた行為ではなくても、その行為によって生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する。

(2)いじめ相談窓口の設置

- ①学校におけるいじめ相談・通報窓口を明示し、生徒の悩みを積極的に受け止める体制づくりをする。(教育相談担当教諭・養護教諭)
- ②学校以外はいじめ相談・通報窓口を明示する。
千葉県子どもと親のサポートセンター電話相談窓口
フリーダイヤル0120-415-446(県内のみ) いじめの相談は24時間対応
- ③いじめゼロ宣言の「話す勇氣」の指導を通し、いじめられていることを「恥ずかしい」「みじめ」であると考えないようにさせる。相談・通報は適切な行為であり、いわゆる「ちくり」は卑劣な行為ではないことを指導する。

(3)いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

- ①冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。→脅迫・名誉毀損・侮辱
- ②仲間はずれ、集団による無視→刑罰法規には触れないが毅然とした対応が必要
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする→暴行
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする→暴行・傷害
- ⑤金品をたかられる→恐喝
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする→窃盗・器物破損
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
→強要・強制わいせつ
- ⑧スマホ等でSNS等に、誹謗中傷を書き込まれる。→名誉毀損・侮辱
※消去されたものであってもいじめとして調査対象となる。

(4)いじめが見えにくい背景

- ①いじめは大人の見えないところで行われている
 - ・無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われる。
 - ・遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている場合がある。
- ②いじめられている本人からの訴えは少ない
いじめられている子どもには、「親に心配をかけたくない」「いじめられる自分はダメな人間」「訴えても大人は信用できない」「訴えたら仕返しが怖い」などの心理が働く。
- ③ネット上のいじめは最も見えにくい
家庭で、「メール着信があっても見ようとしなない」「最近パソコンの前に座らなくなった」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は早急に学校へ連絡をするよう依頼しておく。

4 いじめに対する措置

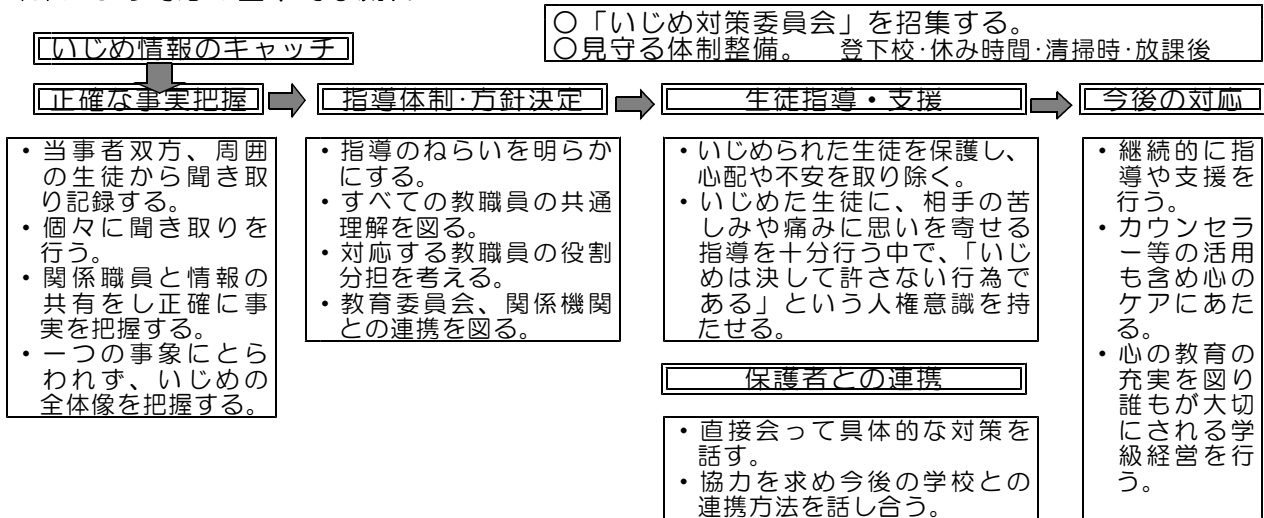
(1)本人や保護者からの訴えがあったとき

全力で守る教職員の姿勢を伝える。守る手立てを考える。保健室や相談室での一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に本人の心のケアに努めるとともに具体的に心身の安全を保証する。また、疑いを持つことなく傾聴する。

(2)周囲の生徒からの訴えがあったとき

いじめを訴えたことにより、その子どもへのいじめが新たに発生することを防ぐために、他の生徒から目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。「よく言ってくれたね」とその勇氣ある行動を称え、情報の発信元は絶対に明かさないと伝え安心感を与える。

(3)いじめ対応の基本的な流れ



把握すべき情報例

個人情報の取り扱いに十分注意する。

- 誰が誰をいじめているのか？（加害者と被害者の確認）
- いつ、どこで起こったのか？（時間と場所の確認）
- どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？（内容）
- いじめのきっかけは何か？（背景と要因）
- いつ頃からどのくらい続いているのか？（期間）

(4)いじめられた生徒への対応

- ①いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え不安を除去する。
- ②いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ③いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことを、はっきり伝えるなど自尊心を高めるようにする。

(5)いじめた生徒への対応

- ①いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為について責任を自覚させる。
- ②必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりしていじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ③いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等関係専門機関とも連携して対応する。
- ④不満やストレス（交友関係・学習・進路・家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。
- ⑤いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。

(6)ネット上のいじめ対応

パソコンや携帯電話、スマートフォンを利用して、特定の子どもが悪口や誹謗中傷をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法でいじめを行うもの。

【保護者会で伝えたいこと】

- ①子どものパソコンや携帯電話を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルール作りを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。
- ②インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、しらぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起きているという認識をもつこと。
- ③「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること。
- ④家庭では、メールを見たときの表情など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談すること。

【情報モラルに関する生徒への指導】

インターネットの特殊性を踏まえて

- ①発信した情報は多くの人にすぐにひろまること。
- ②匿名でも書き込みをした人は特定できること。
- ③違法行為や有害情報が含まれていること。
- ④書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく傷害などの別の犯罪につながる可能性があること。
- ⑤一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

5 重大事態への対処

- ☆速やかに教育委員会や警察等の関係機関に報告する。教育委員会の支援のもと、管理職が中心となって学校全体で組織的に対応し迅速に事案の解決にあたる。
- ☆事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- ☆事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし誠実な対応に努める。

(1)教育委員会への報告と調査組織の設置

学校は重大事態の発生を教育委員会に報告する。学校の報告を受け、教育委員会が重大事態の調査の主体を判断し、学校に指導・助言を行う。学校は、以下の対応をする。

- ①学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。
- ②調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③いじめを受けた生徒及びその保護者に対して徹底して守り抜くことを伝えるとともに、情報を適切に提供する。
- ④調査結果を教育委員会に報告する。その後、教育委員会から市長に報告する。必要に応じて県教育委員会に対し、重大事態の対処について相談を行い、支援を依頼する。
- ⑤調査結果を踏まえ、初動的及び継続的に必要な措置を行う。

(2)事実関係の調査

学校は、以下の重大事態に対し、及び同種の重大事態発生防止のため、速やかに学校の下に組織を設け、質問票の使用等により重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- ①いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日を目安。一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に着手）
- ③生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(3)情報提供

学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係わるいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係わる重大事態の事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

(4)市長への報告

学校は、大網白里市教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、大網白里市長に報告する。

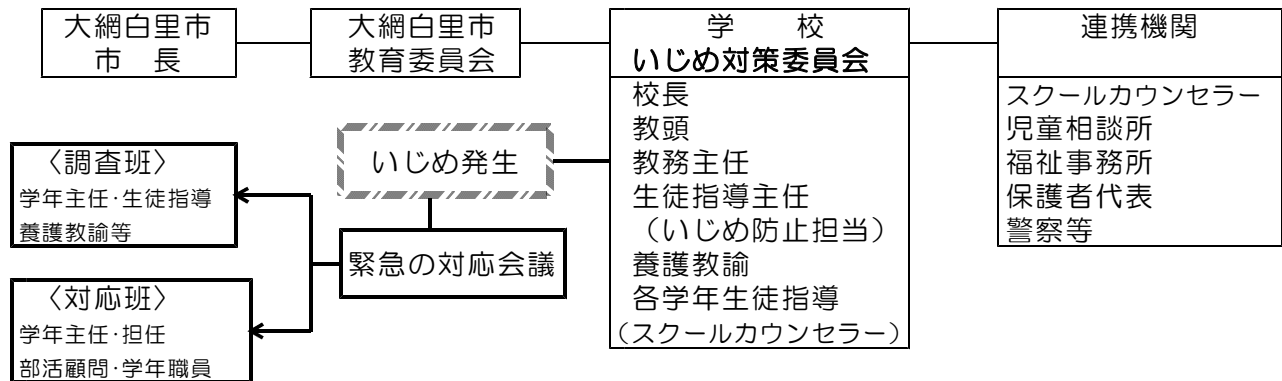
6 いじめ防止対策推進年間計画

- ①いじめ防止行動宣言（生徒集会等）
- ②職員研修（4月）
- ③道徳教育、特別活動、教科指導（各学年の年間指導計画による）
- ④教育相談（学期に1回・年3回）
- ⑤ネットいじめ防止対策（7月）
- ⑥命を大切に作るキャンペーン（教育相談週間に合わせて特活で行う）県実践例参照
- ⑦生徒・保護者啓発集会（生徒集会、家庭教育学級、人権集会等で随時行う）
- ⑧アンケート調査（心のアンケート月2回・教育相談と重なる月は実施しない）
- ⑨学校評価・公表（12月・1月）

7 いじめ防止等の対策のための組織（学校いじめ対策組織）

○学校におけるいじめの防止・早期発見・対処等、組織的な対応を行うため、中核となる常設の組織を置く。

○いじめに関する様々な兆候や懸念、生徒からの訴えについて、必要に応じてスクールカウンセラー・児童相談所・福祉事務所・警察等外部専門機関と連携して問題解決にあたる。



8 いじめが起こった場合の組織的対応のマニュアル

☆方針決定までは、即日対応する。

